

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

先ず発車

「見切り発車」で行こう。立川談慶がForeに書いています。家康が江戸に幕府を開いたのは豊臣側を滅ぼした大坂夏の陣よりも12年前の1603年でした。政権が安定する前に幕府を開く、ある意味「見切り発車」的発想ではなかったか。野球のヒットエンドランのように。今の世の中に停滞感が漂うのは、誰もが安全運転を心がけて「見切り発車」をしなくなったことで、躍動感が失われたせいかもしれません。ガイドブックを見て決めた旅も、「事前に調べたことの確認」だけで終わってしまいます。相手の次なる行為を信じてヒットエンドランをする。常に杓子定規に送りバントをするだけでは、新しい展開は望めません。

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁は、土日、夜間等の日時にとられない相談チャネルとして、チャットボット（テキスト等により自動的に会話するプログラム）による税務相談を本年度中に試験導入して、まず給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応し、順次拡大していく予定です。



鍋ヶ滝の光芒(熊本)

角田展章/オアシス

オリンピック等関連の税制

□オリンピック等関連の税制

東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会の開催まで、あと1年を切りましたが、平成31年度税制改正において、オリンピック等関連の税制改正が行われましたので、その内容を確認していきましょう。

□非居住者等に係る人的役務の提供の特例

令和2年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会に参加をし、又は大会関連業務に係る勤務その他の人的役務の提供を行う非居住者の国内源泉所得（平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間における参加又は提供に係るものに限る）については、所得税を課さないこととされました。

□非居住者等に係る使用料の特例

大会関連業務を行う外国法人が支払を受ける使用料（平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間において行われる業務に係るものに限る）については、その使用料がその外国法人の恒久的施設帰属の国内源泉所得に該当するものである場合には所得税の課税対象外とし、その使用料がその外国法人の恒久的施設帰属の国内源泉所得に該当するものでない場合には所得税を課さないものとする事とされました。

□法人税の特例の創設

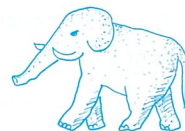
恒久的施設を有する外国法人のうち、東京オリンピック競技大会等の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人の平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間に開始する各事業年度の国内源泉所得については、法人税を課さないこととされました。

□法人住民税の非課税の創設

道府県・市町村は、恒久的施設を有する外国法人のうち東京オリンピック競技大会等の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人（大会関連外国法人）に対しては、その大会関連外国法人の平成31年4月1日から令和2年12



○欧米列強に対等の文明国として認められ、不平等条約を改正したい。明治16年、外務卿井上馨の主導で、鹿鳴館ができた。舞踏会での音楽は、オール日本人（陸海軍の軍楽隊、楽器を西洋楽器に持ち替えた宮中の雅楽演奏家）のオーケストラ。夜9時にワルツやカドリユで始まり、ポロネーズを合図に酒や食事で休憩。締めはポルカで明け方まで続いた。



月31日までの間に開始する各事業年度（特定事業年度）に限り、道府県民税・市町村民税の均等割及び法人税割を課することができないこととされました

□法人住民税の申告

大会関連外国法人は、その大会関連外国法人が道府県、市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、その大会関連外国法人の特定事業年度に限り、道府県知事・市町村長に対して、申告書を提出することを要しないこととされました。

□事業税の非課税の創設

道府県は、大会関連外国法人が行う大会関連事業に対しては、その大会関連外国法人の特定事業年度に限り、事業税を課することができないこととされました。

□事業税の申告

大会関連外国法人は、その大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、その大会関連外国法人の特定事業年度に限り、道府県知事に対して、申告書を提出することを要しないこととされました。

平成30年分の贈与税 確定申告状況等

相続税は平成27年1月から基礎控除額が引き下げられ、相続税の対象となる階層が広がりました。実際に相続税申告をする者もかなりの増加となっています。そこで相続税の補完税たる贈与税の平成30年分の申告実績はどうだったかを検討してみます。

1. 概要 相続税の申告実績をみると、暦年課税も相続時精算課税も、申告者数と納税者数はともに減少しています。

一方で、平成30年中に暦年課税を適用した10億円から30億円規模の贈与が増加したことから、贈与税の申告納税額は2,788億円（前年比34.2%増）となり、平成26年分の2,803億円以来4年ぶりの高水準へと増加しています。

納税額のある申告は、暦年課税で35.7万人（前年比2.4%減）でしたが、納税額は750億円増加

の2,504億円となっています。1人当たりには換算すると29年分が48万円だったのが30年分は70万円にまで伸びています。

2. 課税方式別の申告状況 ①「暦年課税方式」前年分と比較すると申告人員は減少しましたが、申告納税額は大幅に増加しました。

②「相続時精算課税方式」前年分と比較するといずれも減少しています。具体的には、申告人員は4万2千人（4.7%減）であり、申告納税額も284億円（14.1%減）となっています。

3. 住宅取得等資金贈与の非課税制度 この制度の利用者は、前年分とほぼ同じ5万8千人の申告があり、非課税適用額は合計4,467億円となり1人平均額は770万円となっています。

4. 留意点 教育資金一括贈与特例制度も内容が見直された上で2年間延長されることになっています。今後相続税対策を考える上でやはり贈与制度を大いに活用すべき時代に突入しています。費用の中には、もともと社会通念上非課税とされている扶養義務者間の贈与もあり、ゆっくと根本から見直してみたいところです。

ナマの税務相談室

Q ご無沙汰しています。今日は遺留分侵害額の申告処理等の件です。

被相続人Aはただ一人の相続人B（養子）が親の面倒を一切見なかったので、相続財産のうち居住用不動産のみ（遺産全体の10%）を相続させ、残りはAの妹と弟の乙に相続させる公正証書遺言書を作成し今年の3月に逝去いたしました。

相続人Bの弁護士から遺言執行人乙（被相続人の弟）に遺留分侵害額の請求書が内容証明郵便で送られてきました。

遺言執行人乙も弁護士に依頼していますが、この相続税の申告は、故人の意思に基づき申告をする予定です。Bの遺留分は効力があるのでしょうか。

A 遺留分は請求によって最低限の遺産をもらうことができます。この7月1日より、民法が改正され減殺請求という表現が侵害額請求となりました。

遺留分侵害額の授受に伴う申告手続き

Q そうしますと、当然それぞれの相続税が違ってきますね。

A 公正証書遺言書により財産の遺贈があっ

た場合、受贈者がその遺贈を放棄しなかった場合、その財産を遺贈により取得したことになり相続税の納税義務が生じます。また、相続税の申告書を提出した者が遺留分侵害額を基本的に金銭（今回の改正で金銭で支払う）を以て返還した場合、それに伴い申告済みの課税価格又は相続税が過大になることから減額するための更正請求の特則が定められています。

その更正の請求ができる期間は、返還すべき又は弁償すべき額が確定したことを知った日の翌日から4ヶ月以内です。

逆に遺留分の侵害者から侵害額を取得した者は当初の課税価格又は相続税が増加することになります。その場合は、修正申告の特則の規定に基づき申告することになります。

ナマの税務相談室

「機械及び装置」と「器具及び備品」の境界

「機械及び装置」と「器具及び備品」との区別を巡る裁判事例は沢山あります。

「機械及び装置」と「器具及び備品」について法令等に定義規定が無いこと、国語辞典をみても、機械、装置、器具、備品の各意義は述べられているものの、「機械及び装置」「器具及び備品」とセット化された言葉になると意義は見出せないこと、なども原因です。

例 えば、器具備品の中に医療機器として13項目の耐用年数が示される一方、機械装置としての医療機器が病院施設として存在していて、その区別の厳密な境界線は必ずしも明らかではありません。

耐 耐用年数通達や税実務においては、その多くが資産

区分の判断を規模、構造、用途を中心とした分類により行っている一方、機械装置の耐用年数の方は、製造設備や業務用の機器等につき、多様性を排して、加重平均的に算定された耐用年数で一律に処理する事とされています。

過 去の判決の共通項としては、器具備品は、「基本的には単体で個別に作動するものであり、他の機器と一体となって設備を形成し、その一部として各機能を果たすものではない」とされ、逆に、機械及び装置は、「他の資産と一体となって設備を形成し、当該設備の目的を果たすために、当該設備の一部としてその機能を果たすもの」とされ、また、機械装置でないものは器

具備品とされていました。

従 来は、機械装置ではなく器具備品に該当するので、特別償却や税額控除は認められない、という判決が多かったところ。ところが、最近の判決で、大きなビルの店舗街の一角で製造販売している食品店の冷蔵庫が器具備品ではなく製造設備の一部としての機械装置に該当すると更正され、訴訟で敗訴しているものがあります。一体、一部ということが強く意識されての判断と言えます。

と ころが、他の資産と一体となつての使用ではなく、個々の独立した使用を前提としているコインランドリーの洗濯機などが、平成20年の改正で、機械装置の中に分類変更され、耐用年数が倍に長くなっています。これなどは、一体、一部ということが逆に意識から排除されての処置のように見えます。

9月。酷暑も過ぎ、残暑の中にも爽やかさを感じる季節です。蒼天の空気を切り裂くようにゴルフボールが消えてゆく。OBか？
「芝生にもある秋色といへるもの 比奈夫」
秋色は、秋の景色、秋の気分、秋の気配のことをいいますが、春の「麗らか」に対して、秋は「爽やか」です。さっぱりとして快い季節となります。
白露8日、秋分23日。



何事であれ、
最終的には自分で考える覚悟がないと、
情報の山に埋もれるだけである。

(将棋棋士 羽生善治)

9月の税務メモ

(国税)

- 8月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 7月決算法人の確定申告
- 2年1月決算法人の中間(予定)申告

10日
30日
々

(地方税)

- 8月分個人住民税特別徴収分の納付
- 7月決算法人の確定申告
- 2年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。